

理想科学工業株式会社 筑波工場事業所 RBA基本方針

筑波工場長

本方針は、理想科学工業株式会社筑波工場事業所において、生産および主な部品である産業のサプライチェーンにおいて、労働環境が安全であること、労働者が敬意と尊厳を持って処遇されること、さらにその事業活動が環境に対し責任を持ち倫理的かつ確実に行なうための方針である。

第1条（目的）

本方針は、理想科学工業株式会社筑波工場事業所（以下「当工場」という）のレスポンシブル・ビジネス・アライアンス（Responsible Business Alliance 以下「RBA」という）で要求される活動方針を定めることを目的とする。

第2条（適用対象）

本方針は、当工場の業務に従事する労働者（管理職、一般社員、パート社員、派遣社員、契約労働提供会社従業員、業務請負会社従業員を含む。）に適用する。なお、サプライヤー（下請業者を含む）へはRBA行動規範を周知し導入を推奨すると共に、協力をお願いする。

第3条（対象となる行動規範）

本方針で定める内容は、RBA 行動規範に準ずる内容である。

RBA行動規範は、当工場およびサプライチェーンの労働環境が安全であること、そこで働く労働者が敬意と尊厳をもって処遇されること、そしてその事業が環境責任と企業倫理に則って遂行されることを目的としている。

本方針は、A) 労働、B) 安全衛生、C) 環境、D) 倫理、E) マネジメントシステムの5つのセクションの構成とする。

A) 労働

第4条（基本方針）

当工場は、労働者の人権を尊重し、国際社会から理解されるよう、尊厳と敬意をもって接する。これは、当工場で働くすべての労働者に適用される。

第5条（強制労働の禁止 A1）

当工場は、強制、拘束（債務による拘束を含む）または拘留労働、非自発的または搾取的囚人労働、奴隸労働または人身売買は認めない。これには、労働またはサービスのために脅迫、強制、強要、拉致または詐欺によって人を移送、隠匿、採用、移動すること、またはその受け入れを含む。

2. 会社が提供する施設（該当する施設には、労働者の寮や住居を含む）への出入りに不合理な制約を与えることなく、施設における労働者の自由な移動に不合理な制約を課したりしてはならない。

3. 雇用プロセスの一環として、すべての労働者に雇用条件を含む母国語または理解できる言語で記述された雇用契約書が提供されなければならない。

4. 外国人移民労働者、国内移住労働者は、労働者が母国を離れる前に雇用契約書を必ず受け取り、受け入れ国に到着した時点での雇用契約の代替や変更は、日本法を満たすため、かつ元の契約の同等以上の条件を提供する変更以外は認められない。

5. すべての労働は自発的でなくてはならない。労働者が、契約または法律に従った合理的な通知を行っている場合、違約金、預託金等料金の支払いや罰を受けることなく、仕事を休んだり雇用関係を終了したりする自由があることを雇用契約に明記しなければならない。

6. 当工場、人材斡旋業者、業務請負会社、およびその委託先業者は、政府発行の身分証明書、パスポートまたは労働許可証など、身分証明書または移民関連文書を保持したり、それらを破棄、隠匿、没収したりしてはならない。当工場は、これらの保持が法律で定められている場合にのみ文書を保持することができる。そのような場合も、労働者が常にそれらの文書の取り扱いが可能であるようにしなければならない。

7. 当工場の人材斡旋業者、業務請負会社またはその委託先業者の就職斡旋手数料、または雇用に関わるその他の手数料について、労働者がそれらを支払う必要があつてはならない。労働者がこうした雇用に関連する費用を支払ったことが判明した場合は、その費用は当該労働者に返金されなければならない。

第6条 (若年労働者 A2)

児童労働はいかなる製造段階においても使用してはならない。ここでいう「児童」とは、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者を指す。当工場では18歳以上を雇用する。18歳未満の労働者、労働に該当するインターンおよび見習いは雇用しない。

2. 当工場は、労働者の年齢を確認する適切な仕組みを持たなければならない。

3. 職場学習プログラムの実施は、すべての法規制が遵守されている限り支援される。

4. 18歳未満の労働者（若年労働者）を夜勤や時間外労働を含め一日の労働時間を制限し、健康や安全が危険にさらされる可能性がある業務に従事させない。

5. 当工場は学生労働者の記録の適正な維持、教育パートナーの厳格なデューディリジェンス、および学生労働者の権利の保護により、適用される法規制に従った学生労働者の適切な管理を確実にしなければならない。

6. 当工場は、すべての学生労働者に適切な支援と教育訓練を提供しなければならない。

7. 学生労働者、労働に該当するインターンおよび見習いの賃率は、同様または類似の労働を行っている他の新人労働者と少なくとも同じものでなくてはならない。

8. 児童労働が判明した場合には、対象児童に支援および救済措置を提供する。

第7条 (労働時間 A3)

ビジネス慣行に関する数々の研究によると、労働者の過労は生産性の低下、離職の増加、怪我および疾病の増加と明確なつながりがあるとされる。労働時間は労働基準法で定められている限度を超えてはならない。さらに、週間労働時間は、緊急時や非常時を除き、時間外労働を含めて60時間を超えてはならない。

2. すべての時間外労働は自発的なものでなければならない。

3. 労働者は7日間に1日以上の休暇の取得が認められなければならない。

4. 当工場では労働者の時間外労働時間は労務管理システムを利用して日々確認し、36協定書を遵守する。

第8条 (賃金および福利厚生 A4)

労働者に支払われる報酬は、最低賃金、時間外労働および法的に義務付けられている福利厚生に関連する法律を含め、適用される賃金に関するすべての法律を遵守しなければならない。

2. 労働基準法を遵守し、労働者には時間外労働に対して通常の時給より高い賃率で支払われなければならない。
3. 懲戒処分としての賃金の控除は認められない。
4. 労働者が各支払期間に実施した業務に対する正確な報酬を確認するために十分な情報が記載された、わかりやすい給与明細書が適切な時期に労働者に提供されなければならない。
5. 臨時、派遣および外部委託の労働者の使用はすべて日本国内の法律の制限内とする。

第9条 (人道的待遇 A5)

- 当工場は、労働者に対する暴力、ジェンダーに基づく暴力、セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的もしくは肉体的な抑圧、いじめ、公の場での侮辱やみせしめ・晒し、または言葉による虐待などの不快なまたは非人道的な待遇があつてはならず、またこのようないい待遇の恐れがあつてはならない。
2. これらの要求事項に対応した懲戒方針および手続きは、就業規則およびRISO コンプライアンス行動指針に基づく。

第10条 (差別およびハラスメントの排除 A5)

- 当工場は、ハラスメントおよび違法な差別のない職場づくりに取り組まなければならない。
2. 会社は賃金、昇進、報酬および教育訓練の機会などの採用や雇用実務において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性または性表現、民族または国籍、障害の有無、妊娠、宗教、所属政党、組合加入の有無、軍役経験の有無、保護対象となる遺伝情報、または配偶者の有無に基づく差別またはハラスメントを行つてはならない。
 3. 労働者には宗教上の慣行に対する合理的な便宜が図られなければならない。
 4. さらに、労働者または労働者として雇用見込みの者に差別的に使用される可能性がある妊娠検査や処女検査を含む医療検査または身体検査を受けさせてはならない。これは、ILO 差別待遇（雇用および職業）条約（No.111）をふまえたものである。

第11条 (結社の自由および団体交渉 A6)

- 当工場は、すべての労働者の自らの意思による労働組合結成・参加、団体交渉、平和的集会への参加の権利を尊重するとともに、それらを差し控える労働者の権利も尊重しなければならない。
2. 労働者または彼らの代表者は、差別、報復、脅迫、またはハラスメントを恐れることなく、労働条件および経営慣行に関する意見および懸念について管理職と率直に意思疎通を図り、共有できなければならない。

B) 安全衛生

第12条 (基本方針)

- 当工場は、業務上の怪我や病気の発生率を最小限に抑えることに加えて、安全で衛生的な作業環境が、製品およびサービスの品質、製造の一貫性、ならびに労働者の定着率および勤労意欲を向上させることを認識する。
2. 当工場は、職場での安全衛生の問題を特定および解決するために、継続的な労働者への情報と教育が不可欠であることも認識する。

第13条 (労働安全衛生 B1)

労働者が安全衛生上の危険（化学物質、電気およびその他のエネルギー源、火災、車両、墜落、落下物の危険など）に晒される可能性を特定および評価し、ヒエラルキーコントロールを使用して軽減しなければならない。これらの手段により危険を適切に管理することができない場合、労働者には、これらの危険に関連するリスクに関する、適切で正しく維持管理された個人保護具および教材を提供しなければならない。

2. ジェンダーに対応した対策を講じなければならない。たとえば、妊婦および授乳婦を本人や子供に危険を及ぼす可能性がある労働環境に就かせないこと、授乳婦に合理的な配慮を行うことなど。

第14条 (緊急時への備え B2)

当工場は、潜在的な緊急事態や非常事態を、特定、評価し、緊急の報告、従業員への通知および避難手順、労働者の教育訓練を含む、緊急計画および対応手順の実施により、その影響を最小限に抑えなければならない。

2. 防災訓練は、少なくとも年に1度計画を立て実施しなければならない。

3. 緊急対策には、適切な火災報知器および消火設備、わかりやすく障害物のない出口、適切な非常口のある施設、緊急対応にあたる人員の連絡先情報、および復旧計画なども含まれる。

4. このような対策および手順は、生命、環境、および財産への損害を最小化することに重点を置かなければならぬ。

第15条 (労働災害および疾病 B3)

当工場は、労働災害および疾病を防止、管理、追跡、および報告する手順および仕組みが運用されなければならない。これには、労働者からの報告の奨励、労働災害および疾病事例の分類および記録、必要な治療の提供、事例の詳細な調査、および原因除去のための是正措置の実施、ならびに労働者の職場復帰を促進するための規定が含まれなければならない。

第16条 (産業衛生 B4)

労働者の化学的、生物学的、物理的薬剤への曝露は、ヒエラルキーコントロールに基づいて特定、評価、管理されなければならない。

2. 潜在的な危険源が特定された場合は、当工場はその潜在的危険源を除去また軽減する機会を模索しなければならない。その危険源の除去または軽減が実行可能でない場合は、潜在的な危険源は、適切な設計、工学的および運営的管理の実施によって制御されなければならない。

3. このような手段により、危険源を適切に管理することができない場合、労働者には適切で正しく維持管理された個人保護具が無料で提供され、これが使用されなければならない。

4. 保護プログラムは継続的に実施され、これらの危険源に関するリスクについての教材を含まなければならない。

第17条 (身体に負荷のかかる作業 B5)

人力による原材料の取り扱いや重量物のまたは反復的な持ち上げ、長時間の立ち作業、および極度に反復の多い、または力の要る組み立て作業など、労働者の身体に負荷のかかる作業の危険源への曝露は、特定、評価、管理されなければならない。

第18条 (機械の安全対策 B6)

生産機械およびその他の機械は、安全上の危険源が評価されなければならない。機械により労働者が怪我をする危険源がある場合、物理的な保護、インターロック、障壁を設置し、適切に保守管理しなければならない。

第19条 (衛生設備、食事、および住居 B7)

労働者は、清潔なトイレ施設、飲料水の利用、および衛生的な食品の調理、保存、および食事のための施設を提供されなければならない。

2. 当工場または契約労働提供会社が提供する労働者の寮は、清潔かつ安全に維持され、適切な緊急時の非常口、入浴およびシャワーのための温水、適切な照明、暖房、換気、個人的な所有物および貴重品を保管するための個別に確保された施設、および適切に出入りできる妥当な広さの個人スペースを提供しなければならない。

3. 当工場の寮の大きさは当社社宅の手引きに準ずる。契約労働提供会社については、技能実習法関係省令の基準以上とする。

第20条 (安全衛生に関する連絡 B8)

当工場は、労働者の母国語かまたは理解できる言語で、労働者が曝露することになるあらゆる特定される職場の危険源（機械、電気、化学物質、火災、および物理的危険源を含むがこれに限定されない）について、適切な職場の安全衛生情報と教育訓練を労働者に提供しなければならない。

2. 安全衛生関連の情報は、施設内に明確に掲示するか、労働者が確認、アクセスできる場所に表示しなければならない。

3. すべての労働者に対し、作業の開始前に、それ以降は定期的に教育訓練が提供される。

4. 労働者は、報復されることなく安全衛生の懸念を提起するよう奨励されなければならない。

C) 環境**第21条 (基本方針)**

当工場は、環境に対する責任が世界水準の製品製造に不可欠であることを認識する。

2. 当工場は、公衆の安全衛生を守りながら、製造活動において、環境への影響を特定するとともに、地域社会、環境、および天然資源への有害事象を最小限に抑えなければならない。

第22条 (環境許可と報告 C1)

必要とされるすべての環境許可証（例：排出のモニタリング）、認可書、および登録書を取得・維持し、最新の状態に保ち、その運用および報告に関する要求事項を遵守しなくてはならない。

第23条 (污染防治と資源削減 C2)

汚染物質の排出、および廃棄物の発生は発生源、もしくは汚染除去装置の追加、生産・メンテナンス・設備に関わるプロセスの変更、あるいは他の手段などの施策によって、最小限に抑えられるか除去される必要がある。

2. 水、化石燃料、鉱物、原生林産物などの天然資源に関しては、生産・メンテナンス・設備に関わるプロセスの変更、物質の代替、再利用、保全、リサイクル、その他手段などを実践することで、その使用を抑えなければならない。

第24条 (有害物質 C3)

人体や環境に対して危険をもたらす化学物質、廃棄物、およびその他の物質は、特定、表示、および管理され、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクル、または再利用、および廃棄を確実にしなけ

ればならない。

第25条 (固体廃棄物 C4)

当工場は、固体廃棄物（有害物以外）の特定、管理、削減、および責任をもって廃棄またはリサイクルを行う体系的なアプローチを実施しなければならない。

第26条 (大気への排出 C5)

操業中に発生する揮発性有機化合物（VOC）、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、および燃焼副生成物の大気への排出は、特性化、定期的監視、制御され、排出される前に必要な処理を実施しなければならない。

2. オゾン層破壊物質は、モントリオール議定書および適用される規制に従い、効果的に管理されなければならない。当工場は、大気排出管理システムの動作を定期的に監視しなければならない。

3. 環境騒音レベルは、騒音規制法の規制基準を定期的に調査し、限度内であることを確認しなければならない。

第27条 (資材の制限 C6)

当工場は、特定の物質の製品中および製造過程における禁止または制限に関し、リサイクルおよび廃棄物の表示に関するラベリングを含め、すべての適用される法律、規制、および顧客要求事項を遵守しなければならない。

第28条 (水の管理 C7)

当工場は、水源、水の使用・排出を文書化、特性化、監視するほか、節水機会を探し、汚染経路を制御する水の管理プログラムを実施しなければならない。

2. あらゆる廃水は特性化、監視、制御され、排出または廃棄する前に必要な処理を実施しなければならない。

3. 当工場は、廃水処理システムと水槽・タンクの動作を定期的に監視し、最適な動作と水質汚濁防止法に定める規制の遵守を確保しなければならない。

第29条 (エネルギー消費および温室効果ガスの排出 C8)

当工場は温室効果ガス削減目標を設定しなければならない。

2. エネルギー消費およびすべての関連するスコープ1, 2および3の温室効果ガスの排出は、追跡、文書化し、温室効果ガス排出削減目標との比較を全社のものを含め外部に公表しなければならない。

3. 当工場は、エネルギー効率を改善し、エネルギー消費および温室効果ガスの排出を最小化する方法を追求しなければならない。

D) 倫理

第30条 (基本方針)

当工場は、社会的責任を果たし、市場での成功を達成するために、以下の8項目を含む最高基準の倫理を支持しなければならない。

第31条 (ビジネス・インテグリティ D1)

すべてのビジネス上のやりとりで最高基準のインテグリティ（誠実性）が維持されなければならない。

2. 当工場は、あらゆる種類の贈収賄、腐敗行為、恐喝、および横領を一切許容しないゼロトレランスの方針を保持しなければならない。

第32条 (不適切な利益の排除 D2)

賄賂またはその他の不当もしくは不適切な利益を得るための手段を、約束、申し出、許可、提供、または受領してはならない。この禁止事項は、ビジネスを獲得または保持したり、ビジネスを何者かに割り当てたり、その他不適切な利益を得るために、第三者を通して、直接的または間接的に価値のあるものを約束、申し出、許可、提供、または受領することが含まれる。

2. 腐敗防止法令の遵守を確実にするために、監視、記録保存、および施行手順が実施されなければならない。

第33条 (情報の開示 D3)

すべての商取引は、透明性をもって実施され、当工場の会計帳簿や記録に正確に反映される必要がある。当工場の労働、安全衛生、環境活動、ビジネス活動、企業構造、財務状況に関する情報は、適用される規則と一般的な業界慣行に従って、開示されなければならない。

2. 記録の改ざんやサプライチェーンにおける状況または慣行の虚偽表示は容認されない。

第34条 (知的財産 D4)

知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は知的財産権が守られた形で実施するとともに、顧客およびサプライヤーの情報を保護しなければならない。

第35条 (公平なビジネス、広告、および競争 D5)

公正なビジネス、広告、および競争の基準を維持しなければならない。

第36条 (身元の保護と報復の禁止 D6)

法律により禁止されていない限り、サプライヤーおよび従業員の内部告発者の守秘、匿名性、および保護を確実にするプログラムが維持されなければならない。

2. 当工場は、それらの内部告発者が報復の恐れなしに懸念を提起できるプロセスを伝達し、保持する必要がある。

第37条 (責任ある鉱物調達 D7)

当工場は、購買センターとともに、当工場が製造する製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、金、コバルトの採掘源および管理の連鎖に関し、これらの鉱物が、「経済協力開発機構（OECD）紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」または同等で認められたデューディリジエンスフレームワークに沿った方法で入手されていることを合理的に保証するための方針を採用し、デューディリジエンスを実施しなければならない。

第38条 (プライバシー D8)

当工場は、サプライヤー、顧客、消費者、および従業員など、取引を行うすべての人の個人情報に関するプライバシーへの合理的な期待に添うようコミットしなければならない。

2. 当工場は、個人情報の収集、保存、処理、移転、および共有を行う場合、プライバシーおよび情報セキュリティに関する法規制の要求事項を遵守しなければならない。

E) マネジメントシステム**第39条 (基本方針)**

当工場は、購買センターとともに、本方針の内容に関連する範囲でマネジメントシステムを採用または構築しなければならない。

2. マネジメントシステムは以下を確保することを目的としなければならない。

- (a) 当工場の業務および製品に関連する適用法、規制および顧客要求事項の遵守
- (b) 本方針への適合
- (c) 本方針に関連した運用リスクの特定と軽減

3.マネジメントシステムによって継続的改善を促進する。

第4 0条 (工場のコミットメント E 1)

RBA 行動規範および、当工場長が承認した方針を掲示し周知する。母国語かまたは理解できる言語も用いる

第4 1条 (工場長の説明責任と責任 E 2)

当工場は、マネジメントシステムと関連プログラムを工場長および明確に特定された工場における責任者によって確実に実施させる。工場長は定期的にマネジメントシステムの状態をレビューする。

第4 2条 (法的および顧客の要求事項 E 3)

本方針の要求事項を含み、適用される法規制および顧客要求事項を特定、監視、理解するプロセスを確立する。

第4 3条 (リスク評価とリスク管理 E 4)

法令遵守、環境、安全衛生および当工場の業務に関連する労働慣行および倫理リスクを特定する。

特定されたリスクを管理し規制の遵守を確保するため、各リスクの相対的な重要性を決定し適切な手順による管理および物理的制御を実施する。

第4 4条 (改善目標 E 5)

当工場の社会、環境、安全衛生のパフォーマンスを改善するための明文化された目標、ターゲットおよび実施計画を作成する。また、このような目標達成に対する当工場のパフォーマンスに関する定期的な評価を含む。

第4 5条 (トレーニング E 6)

管理職および労働者が当工場の方針、手続きおよび改善を実施し、適用される法規制の要求事項を満たすために必要な教育訓練プログラムを実施する。

第4 6条 (コミュニケーション E 7)

当工場の方針、実践、期待およびパフォーマンスに関する明確で正確な情報を労働者、サプライヤーおよび顧客に伝達する。

第4 7条 (労働者/ステークホルダーの関与と救済へのアクセス E 8)

本方針の対象となる慣行および条件に関して、労働者の理解度を評価し意見や違反事例を把握した上で、継続的改善を促進するための効果的な苦情処理メカニズムを含む継続的なプロセスを実施する。労働者は報復や仕返しを恐れることなく苦情およびフィードバックを提供できる安全な環境が与えられなければならない。

第4 8条 (監査および評価 E 9)

法規制の要求事項、本規範の内容および社会的、環境的責任に関連する顧客の契約上の要求事項に対する適合を確保するための定期的な自己評価を行う。

第4 9条 (是正措置プロセス E 10)

社内外の評価、点検、調査および審査によって特定された不備を適時是正するためのプロセスを確立しなければならない。

第50条（文書化と記録 E11）

規制の遵守、会社の要求事項への適合およびプライバシーを保護するための適切な機密性を確保するための文書および記録の作成と維持を行う。

第51条（サプライヤーの責任 E12）

当工場は、購買センターとともに、RBA 行動規範について、サプライヤーに周知するとともに、履行させなければならない。また、RBA 行動規範の要件、および追加される可能性がある契約要件に関する主要一次サプライヤーを特定し、履行を確保するため、継続的に適切かつ効果的なコミュニケーションを行い、サプライヤーの RBA 行動規範への遵守を監視する。

この基本方針の所管は筑波工場管理課とする。

作成日 2025年7月

参考文書 RBA 行動規範 8.0 RBA VAP 監査運用マニュアル 8.0.2